

全労協

発行所
 全国労働組合連絡協議会
 東京都港区新橋5-15-5交通ビル3F
 TEL 03-5403-1650
 FAX 03-5403-1653
 発行人 藤崎良三
 定価 1部40円
 (組合員の購読料は組合費の中に含む)

1月の行動予定

- 5日 都労連
- 6日 国労東京地本
- 8日 全統一労組
- 11日 全水道東水労
- 12日 全国一般なんぶ
- 18日 全国一般東京労組
- 20日 全労協・東京全労協
06新年旗開き
- 29日 全国一般東京東部労組

「戦争をできる国」への改憲を許すな

「自衛軍」創設、武力行使・集団的自衛権の行使 政治反動を加速する自民党の「新憲法草案」

自民党の「新憲法草案」は、改憲を競う構造になっていま
 昨年十一月二十二日の自民
 党結党五〇周年記念大会で正
 式発表されました。民主党も
 十月三十一日に「憲法提言」
 を発表し、自民党と民主党が

「衛省」への昇格、教育基本法
 の改悪も法案提出が強まりま
 した。これは、先の総選挙で
 自公与党が三分の二以上の議
 席を確保したことを背景に憲
 法改悪を頂点とする政治反動
 が加速していることを示すも
 のです。

「緊急事態における公の秩
 序維持」のために活動すると
 明記したことです。
 これは、「自衛軍」という軍
 隊を創設し、「国際協力」の
 名の下に、「自衛軍」を自由に
 海外派兵し、「武力行使」や集
 団的自衛権の行使ができる
 ようにすることを狙ったもの
 です。

この総議員の過半数の賛成と
 現憲法一三条で「公共の福祉
 に反しない限り……最大限尊
 重」と明記されているが、こ
 れを「公益及び公の秩序に反
 しない限り」に変えています。
 これは、「公共の福祉」を公
 益「公の秩序」に変えること
 により、今後は、安全保障や
 国家主権が強まるなかで、個
 人の「権利・人権」や「言論
 の自由」等を制限・侵害しや
 すくすることを狙ったもので
 す。また、プライバシーの権
 利や環境権等の「新たな権
 利」を明記していますが、こ
 れは、民主党や公明党を改憲
 議論に乗せやすくし、国民投
 票でも一括方式にして賛成票
 を多く獲得するための戦略的
 なものです。



2006春闘にむけて全労協討論集会(12月17日)

1、現憲法の前文は、平和主
 義・国民主権・基本的人権で
 貫かれた先進的な憲法とし
 国際的に強調して行われる活

5・3憲法集会のデモ

3、国民の権利については、
 の総議員の過半数の賛成と
 変更しています。

このように、「憲法改正」と
 対する団体署名運動を進めて
 います。全労協の各労組、地
 方、職場・地域からこの団体
 署名運動を取り組みましょ
 う。そして、国会内の護憲政
 党や議員と連携し、多くの市
 民団体・宗教者団体・民主団
 体などと幅広い共同闘争で闘
 い抜こう。

自民党草案 国民の権利制限も

憲法問題は、二一世紀日本
 の「生きる道」が問われる重
 要課題です。「憲法改悪」とそ
 の手続法である「国民投票法
 案」を許してはなりません。
 以下、自民党の「新憲法草案」
 (以下、草案)の特徴的な点
 を指摘します。

これは、「愛国心」「国防の責
 務」を明記することが議論さ
 れた経緯からすれば、国民に
 「愛国心」と「国防の責務」
 を求めたものであり、基本原
 則を変質させるものです。
 2、憲法九条については、第
 二章の「戦争放棄」を「安全
 保障」に変え、そして、九条
 二項で現憲法の「戦力の不保
 持」「交戦権の否認」を全面削
 除し、「自衛軍を保持する」と
 明記しました。また、三項で
 「国際社会の平和と安全」国

4、政教分離については、現
 憲法二〇条で、国及びその機
 関は、宗教教育その他いかな
 る活動もしてはならない」と
 明記されています。それを、草
 案」では、その前段に、「社会
 的儀礼又は習俗的行為の範囲
 を超える」を加筆しています。
 これは、現在、政治問題化
 している小泉首相の靖国神社
 参拝などは、社会的儀礼又は
 習俗的行為の範囲「内」とし
 て、憲法違反という批判や指
 摘を排除して合憲化を狙った
 ものです。

憲法改悪のための手続法 国民投票法案の国会上程を許すな

憲法改悪のための手続法で
 ある「国民投票法案」は、議
 員立法で〇六年通常国会に提
 出することで自民・民主・公
 明の三党で合意しています。
 まとめられている与党案は、
 ①複数条項の改悪案の場
 合、逐条投票か、一括投票か
 を明らかにしていない。
 ②国民投票の有資格者を
 「公選法通り」とし、一五歳
 以上の若者を排除。
 ③成立は、有効投票の「過
 半数」とし、最小の過半数」
 の成立を狙う。

④投票運動期間を三十日以
 上九十日以内と極めて短い。
 の「国民投票法案」を許して
 はなりません。
 ⑤投票運動から公務員・教
 員・定住外国人を排除、マス
 コミ報道も規制。
 等々です。

このように、「憲法改正」と
 対する団体署名運動を進めて
 います。全労協の各労組、地
 方、職場・地域からこの団体
 署名運動を取り組みましょ
 う。そして、国会内の護憲政
 党や議員と連携し、多くの市
 民団体・宗教者団体・民主団
 体などと幅広い共同闘争で闘
 い抜こう。



東京全労協第16回大会

11月1日、東京全労協第16回大会が全水道会館で開催。押田
 委員長(再任)、諸隅事務局長(新任)の体制を確認した。